２０２２年１１月２５日

愛 媛 県 知 事
　中 村　 時 広　 様

日本労働組合総連合会愛媛県連合会
会　　長　　菊 川　　泰

２ ０ ２ ３ 年 度 要 請 書

平素は、連合愛媛の諸活動に対し、格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

また、貴職におかれましては、この激動の時代『愛のくに　愛顔(えがお)あふれる愛媛県』という基本理念を掲げ、愛媛ならではの幸せのかたちの実現に向けて、連日ご奮闘されていますことに対し、衷心より敬意を表します。

さて、連合愛媛は、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざし、すべての労働者の生活向上を求め、広く県民の皆さんへ訴える運動を展開しています。

私たち連合愛媛は、構成組織をはじめ関係団体から意見聴取を行い２０２３年度の政策・制度要求をとりまとめました。

つきましては、別紙の要望事項を、今後の政策運営に十分反映されますよう、要請いたします。

２０２２年１１月２５日
日本労働組合総連合会愛媛県連合会

連合愛媛２０２３年度政策・制度要求

愛媛県に対する『要求と提言』

Ⅰ．新型コロナウイルス感染症に関する対策ならびに切れ目のない医療提供体制の確立

(1) 新型コロナウイルス感染症の収束と社会経済活動の回復の早期実現に向けて、ＰＣＲ等検査の機会と質の確保、検査費用の負担軽減をはかるとともに、保健所等の体制を強化すること。

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる医療提供体制の整備に向け、第７次医療計画（2018～2023 年度）ならびに地域医療構想の推進においては、感染症のまん延を考慮したうえで、地域実態に即しつつ以下の対応をはかること。

①急性期から回復期・慢性期・在宅医療まで、良質で切れ目なく必要な医療が提供されるよう、医療機関（病床）の機能分化と連携、医療と介護の連携を推進すること。

②地域で必要な医療を受けられない事態を生じさせないよう、機能分化の推進にあたっては、急性期を脱した患者への医療や、高齢者の容体急変時の医療などを担う病床を確保するとともに、在宅医療や訪問看護を拡充すること。また、人口構造の変化を考慮した効率的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

(3) 不妊治療について、保険適用による影響を把握し、以下の対応をはかること。

①可能な限り広く治療法を選択できるよう、保険適用外の治療に対する助成制度を設けること。

②不妊専門相談センター事業や不妊症・不育症支援ネットワーク事業などの各種相談支援事業を周知啓発すること。

(4) 地域医療介護総合確保基金の活用においては、地域包括ケアを着実に推進できるよう、以下のとおり対応すること。

①基金の活用に関する「都道府県計画」に、基金創設以前から実施されていた国の補助事業にとどまらず、地域医療構想の達成、医療と介護のさらなる連携の推進につながる事業を盛り込むこと。

②医療人材の確保に向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充、研修中の欠員補充に資する事業をより積極的に実施すること。

③「都道府県計画」の策定や事後評価においては、「地域医療介護総合確保方針」にもとづき、「医療又は介護を受ける立場にある者」をはじめとする関係者の意見聴取・反映を行うとともに、基金事業による地域包括ケアの推進に向け

た進捗を住民にわかりやすく開示・周知すること。

(5) 2024年度からスタートする「働き方改革」を医療職場に展開し、地域の医療人材を確保するため、「医療勤務環境改善支援センター」は医療機関に対し、以下のとおり能動的に働きかけること。

①医療法上の努力義務とされている勤務環境改善に向けた取り組みを、医師に限らず全ての医療従事者に対して実施するよう各医療機関に徹底すること。

②医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。

③夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間を厳格に管理する体制を確保するよう医療機関に指導すること。

④患者やその家族からのハラスメント抑止に向けた対策を強化すること。

⑤医療機関において、医療従事者の安全と健康維持の重要性が共通認識されるよう、労働安全衛生法にもとづく安全委員会・衛生委員会を通じて、労使による労働災害の原因および再発防止策などの検討を促すこと。

⑥勤務環境改善に向けた取り組みの実効性を確保するため、「医療勤務環境改善支援センター」運営協議会に労働組合の参画を進めること。また、各医療機関においては労使協議を重視し、あるいは労働組合がない場合には従業員代表と様々な医療職種・従事者の参画により協議を行うなど、必ず合意形成をはかるよう指導すること。

(6) 災害があっても医療機関あるいは在宅で安心して医療を受けられる体制を整えるため、以下の施策を講じること。

①ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）による救命・急性期医療の対応、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）および「心のケアチーム」によるメンタルケアに加え、慢性疾患などにも対応できる医療チーム体制を平時から整備すること。

②災害時でも地域住民に対する医療・介護サービスを提供できるよう、広域的な医療と介護の連携体制を確保すること。

③高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段の確保を含む避難計画を策定し、周囲への遠慮をせずに避難所で生活できる体制を整えるための支援を強化すること。

④夏場の大規模な災害等に備え、熱中症対策、衛生状態の確保を念頭に置いた避難所運営、避難体制を構築すること。

(7) 5Gを活用したオンライン診療・治療・手術など遠隔医療が行える環境を整備すること。

Ⅱ．持続可能で健全な経済の発展

１．地方税財政の確立およびマイナンバー制度の定着と一層の活用

(1) 地方の歳出について、住民ニーズに沿ったものとするよう、地域ごとに政策・行政評価、情報公開を行い、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定すること。

(2) 地方の歳入について、地域による偏りが少なく安定的な地方税体系とすべく、法人住民税（法人税割）および法人事業税（所得割）と消費税の税源交換、地方財源確保に配慮した自動車関係諸税の軽減・簡素化などを行う必要がある。地方税の多くは国の税制改正によって見直されるため、税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を強化すること。

(3) 公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正などを行う。あわせて、地方自治体の税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。

２．取引の適正化の実現に向けて

(1) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大する。あわせて、関係法令の強化・徹底、「しわ寄せ」防止のための総合対策の実践、公正取引委員会および中小企業庁の体制・権限の強化、中小企業などへの各種支援策の周知と利用拡大により、実効性を担保すること。

(2) すべての労働者の立場にたった働き方を実現するため、中小企業などの「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正などを強化すること。

３．経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化

(1) 大都市一極集中による弊害の是正に向けて、地域の特性を活かしたまちづくりを推進することで、知識・産業集積等地域産業の活性化による地域雇用の増大をはかること。そのために、核となる企業への支援を行い、地域内・地域間の連携を強化して、地域産業としての国際競争力を高めること。

(2) 高齢化社会が進む中、過疎地域と都市部との間で ICT 環境の違い等により格差を生じさせない「誰一人取り残さない」デジタル化の推進とともに、デジタル・デバイドの解消に向けた環境整備を行うこと。

Ⅲ．雇用の安定と公正労働条件の確保

１．働く者のための働き方改革に向けた監督体制の強化

(1) 教員の長時間労働是正に向けて、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」にもとづく勤務時間管理の適正化をはかるとともに、安全衛生委員会の設置・開催、産業医の選任等、労働安全衛生体制の整備を徹底すること。

(2) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、県民への啓発、相談体制の整備、民間団体の活動への支援などを積極的に推進すること。

２．良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応

(1) 障がい者の雇用の促進および雇用の安定に向け、雇用・福祉・教育の各行政機関が地域レベルで連携するとともに、ハローワークを核とした地域のネットワークや、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を行うこと。

(2) 中小企業における障がい者の雇用を推進するため、中小事業主認定制度の活用とともに、これまで障がい者の雇用経験やノウハウが不足している「雇用ゼロ企業」に対し、事例やノウハウの共有化を図りつつ、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を強化すること。

(3) ユニバーサル・デザイン等の観点から、障がいがあっても働きやすい職場環境の整備を推進すること。

(4) 就労を希望する障がい者の安定的な就職のために、スキル・キャリアの向上をはかる職業訓練の実施や本人の希望を踏まえた就労支援などを強化すること。

(5) 地方自治体における障がい者の雇用を積極的に推進し、公務の職場における障がい者への差別禁止と合理的配慮の提供に必要な体制の整備と予算の確保を行うこと。

３．地域における高齢者の就労促進

(1) 改正高年齢者雇用安定法で新たに努力義務となった就業確保措置について、企業において適切な措置が講じられるよう、厚生労働省の各種ツールを活用して事業主へ制度内容の周知を行うこと。

(2) 労働災害防止の観点から、労働者の身体機能向上に向けた健康づくりを推進すること。

(3) 高年齢者の加齢に伴う身体的変化を加味した安全と健康確保のための配慮事項の整理や、勤務条件や健康管理などの改善をはかること。

(4) 労働者自身の健康管理に対する意識を高めるため、例えば、事業所における血圧計の常設やセミナーの開催などの取り組みを企業に求めること。

(5) 2020 年 4 月に施行された同一労働同一賃金に関する法律への対応を確実に実施し、通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする 60 歳以降のパート・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差を確実に是正すること。

(6) シルバー人材センターが行う職業紹介事業および労働者派遣事業に限り実施可能である「臨・短・軽」要件の緩和にあたっては、労働者を保護し、民業圧迫が発生しないよう対応をはかること。また、同事業における派遣・請負の区分については、ガイドラインなどを踏まえ、適正に運用すること。

４．真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立

(1) 最低賃金額はもとより、最低賃金制度の意義・役割について都道府県労働局および地方自治体が連携して周知徹底をはかること。

(2) 中小企業・零細事業者が最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小企業支援策の充実や各種助成金制度の利用促進

などをはかること。

(3)　最低賃金の改定額をふまえ、発注済みの公契約の金額を見直すこと。

Ⅳ．安心できる社会保障の確立

１．利用者の状態像に応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善・専門性の向上

(1) 労働者が介護をしながら働き続けることができ、すべての人が住み慣れた地域で安心してくらし続けることができるよう、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。

(2) すべての介護人材の処遇改善を実現し、介護人材の専門性向上および人材の定着をはかること。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業について、以下の通りの対応をはかる。

①県内の取り組み状況を把握し、市町村に情報提供するとともに、市町村の財政状況によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な補填を行うこと。

②利用者のサービスへのアクセスを損なわないよう、多様な主体によるサービスの展開・普及を支援すること。その際、安価な報酬によるサービスやボランティアの濫用によって労働者の賃金水準やサービスの質の低下を招かないようにすること。

２．インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み

(1) 障がい者の自立支援と社会参加を促進し、利用者の実情に応じた障害福祉サービスを適切に提供すること。

(2) 障がい者の自立した生活を可能とする支援の質を確保するため、障害福祉サービスに関わる労働者の人材の確保と労働条件・職場環境の改善を行うこと。

(3) 障がい者の権利を保障するため、関連法の実効性を高める取り組みを推進すること。

３．子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、全ての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備、子どもの人権の擁護

(1) 待機児童の早期解消や、子どもやその保護者がおかれている環境や地域の実情の反映に向け、子どもの最善の利益を優先しつつ、子ども・子育て支援事業計画を適切な内容へ見直す。見直しにあたっては、地方版「子ども・子育て会議」を開催し、関係者の意見を反映すること。

(2) 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。

(3) 次世代育成支援対策協議会の設置や、くるみん・プラチナくるみんなどの「認定マーク」の周知活動の強化など、自治体や企業における次世代育成支援対策を推進すること。

(4) 子どもの人権を守り、児童虐待の予防と対応策を強化すること。

(5)「子ども・若者育成支援推進大綱」にもとづき、社会環境の整備と必要な財政支援を行うこと。また、困難を有する子ども・若者とその家族の支援にあたっては、福祉と教育の連携などライフサイクルを通した切れ目のない支援を行うこと。

(6) 感染症拡大時においても安心して出産や子育てができるよう、出産準備や出産後の個別のサポート、オンラインによるパパママクラス開催、乳幼児健診の実施、電話やオンラインの相談や対面での対応などの体制を確保すること。

Ⅴ．社会インフラの整備・促進

１．安心・安全な住まいと持続可能なまちづくりの推進

(1) 増え続ける空き家が火災や自然災害などによって周辺の住宅民危険を及ぼさないよう、「空き家等対策計画」を未策定の地方自治体は早期に策定し、実施すること。

(2) 住宅セーフティネット法にもとづく居住支援協議会を設置し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を促進すること。また、住宅確保要配慮者などに加えて外国人労働者など、特に配慮が必要な世帯に、公的賃貸住宅や一定の基準を満たした空き家を供給すること。

(3) 所有者不明土地問題への対応として、法改正内容の周知とともに、土地所有者や利用希望者向けの相談体制を構築し、各種利活用制度を案内すること。

２．持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進

(1) 「交通政策基本計画」を着実に実行し、経済・社会の変化に的確に対応するとともに、国民生活や経済活動を支える社会基盤として、持続可能で強い交通・運輸体系を構築すること。交通・運輸を担う人材の計画的な確保に向けて、資格・免許などの技術・技能の習得などの人材育成や同産業への就業を支援すること。

(2) 「地域公共交通活性化・再生法の改正」などにもとづき、「地域が自らデザインする地域の交通」「持続可能性のある地域の移動手段となるサービスの提供の確保」へ法定計画を見直していくこと。

(3) 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、市民生活に必要不可欠な地域公共交通に対する助成を行い、路線・航路を維持・確保すること。特に山間部・離島などに関しては、地域振興と一体となった維持対策を行い、自動運転技術等の先進技術の活用も観点として加え、実証実験などを積極的に展開し、早期の実用化をめざすこと。

(4) ユニバーサル・デザインにもとづき、すべての利用者が円滑に移動・乗換えできる、交通機関・交通施設の整備を促進すること。

(5) 交通事故・負傷者の減少、交通事故死亡者ゼロをめざすこと。また、事故を

未然に防ぎつつ機能性を向上させるための道路整備や信号制御の高度化を行い、地域事情に応じて、安全で人間優先のみちづくりを推進すること。

(6) 災害に強い物流システムの構築に向けて、物流総合効率化法にもとづき広域物資拠点として機能すべき特定流通業務施設(民間物流施設)の選定を進め、非常用電源を完備すること。また、自治体等の関係者などから構成される協議会を活性化し、地域事情に応じた支援物資輸送を実現するための広域連携体制を構築すること。

Ⅵ. くらしの安心・安全の構築

1. 気候変動などの地域における要求実現に関する取り組み

(1) カーボンニュートラル推進による、雇用・くらしをはじめとした地域経済・社会への負の影響の最小化への対策や、「グリーン」で「ディーセント」な産業・雇用の創出など 「公正な移行」「グリーンリカバリー」の実現のための対策を検討すること。

(2) Ｓ＋３Ｅの確保を前提とし、さらに地域の雇用・経済、人口動態などの不確実性を踏まえた複数のシナリオやオプションの提示による予見可能性を確保したうえで、産業・企業・団体による実行計画策定や実施にあたっての必要な情報提供と技術的支援を行うこと。

(3) イノベーションの基礎となる技術開発や人材育成に向けた支援を行うこと。

2. フードロスを減らし、地産地消・フードバンクに貢献する取り組み

(1) 食料自給力の向上を戦略的に推進し、安定供給体制の維持・充実をはかること。また、地産地消の推奨など国民運動の展開や、フードチェーンの連携強化などを通じて国産食品の消費拡大を促進すること。

(2) 食料資源の循環の観点から、フードバンク活動の普及促進・支援、消費者に対する啓発の推進などを通じて、食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）のさらなる周知・徹底をはかること。

3. 消費者の視点に立った消費者政策の推進

(1) 消費者による悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントの防止に向けて、事業者に苦情や改善要望を申し立てる適切なコミュニケーションに関する消費者教育を行うとともに、社会的な合意形成をはかること。

(2) 成年年齢の引下げによる18歳･19歳の知識や経験の不足に乗じた悪徳商法などによる被害を防止するため、悪意ある事業者に対する規制強化や違法行為への罰則強化をはかるとともに、出前講座による消費者教育を行うこと。

4. 総合的な防災・減災対策の充実

(1) 平時から地域における「顔の見える関係」を構築し、自然災害発生時の助け合いにつなげること。また、「避難勧告等に関するガイドライン」の周知をはかるとともに、障がい者や外国人など特に配慮を要する者が正しい状況判

断を行えるよう、多言語対応を含め情報を確実に利用できる体制を整備すること。

(2) 大規模自然災害発生時において、緊急速報メールなどプッシュ型配信の普及を強力に進めるとともに、労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する基準を設定するなどの仕組みを構築し、住民にその内容を周知すること。また、地域防災計画や避難所の感染症対策を強化した避難計画の策定、備蓄品などについて、多様な人の意見を反映し、安全な避難行動ができるよう防災・減災対策を徹底すること。

(3) すべての人の命を守るために、被災状況などの情報を共有できるようにすること。また、Ｊアラート（全国瞬時警報システム）およびＬアラート（災害情報共有システム）やＳＮＳでの情報発信については、多言語対応をはかったうえで高齢者、障がい者、子ども、外国人労働者など、特に配慮を要する者を含むすべての人に必要な情報を伝えること。

(4) 自主防災組織や消防団・水防団への参加と協力を求めること。また、団員が所属する企業に対するインセンティブ施策を導入すること。加えて、装備品の充実、訓練の強化、防災マップの充実、防災ボランティア活動共済保険などへの加入を支援する。

Ⅶ. 民主主義の基盤強化と国民の権利保障

１. 支え合い・活気あるデジタル社会の構築と地方分権改革の推進

(1) 経済や産業の構造変革や、非常時におけるセーフティネットの構築に向け、ＡＩ・ＩｏＴなどのさらなる活用をはじめ、経済・社会全体のデジタルインフラの整備を積極的に進めること。

(2) ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の進展をはじめとする経済・社会のデジタル化により起こり得る様々な変化への対応について、具体的な対応策を検討するための労使が参画する枠組みを早急に構築すること。

(3) 国、都道府県、市町村の役割分担を明確にして国と地方との関係を再検討すること。「基礎自治体優先の原則」による行政に転換し、住民の意思を反映した行政制度となる仕組みを整備すること。その際、保育、介護、児童養護、障がい者福祉、義務教育など、生存権や生命の安全の確保など、とりわけ人としての尊厳や子どもの成長に深く関わるサービスについては、国の最低基準の確保を前提とすること。

(4) 地方自治体は、地方議会の活性化に加えて、行政事務手続きの簡素化、行政情報へのアクセス向上等に取り組むとともに、地方行政の政策決定過程や行政評価への住民参加を促進させること。情報公開条例、行政手続条例、個人情報保護条例、行政評価条例の制定を促進するとともに、外部監査制度の導入やチェック機能等の役割を果たすＮＰＯの活用を進めること。

(5) 地方は、相続税、土地税制等資産課税の強化や、企業の社会的責任に見合った税・社会保険料の負担、社会的課題に対応した公平で簡素な税制措置などを行うとともに、国と地方分権にふさわしい地方税・財政をめざして改革を行うこと。

2．差別禁止と人権擁護政策の推進について

(1) 人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と救済を目的とする「人権侵害救済法（仮称）」を早期に制定し、人権救済機関を設置するため「人権に関わる条例制定」に取り組むこと。

(2) 就職差別をはじめとする、あらゆる差別の廃絶に向けた人権教育・啓発活動の強化を図ること。

3．教育の機会均等の補償と学校の働き方改革を通じた質の向上

(1) すべての学校でタイムカードなどによる客観的な勤務時間管理を徹底すること。業務削減を進め、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守することで教員の長時間労働を是正し、子どもの学びの質を確保すること。

(2) 教職員定数の拡充や、教員養成システムの改善など、指導体制の強化を通じて教育の質的向上をはかること。また、部活動の学校から地域への移行、教科担任や学級担任外教員、教員業務支援員等について、外部人財の活用も含めて拡充すること。

(3) ＧＩＧＡスクール構想など教育のＩＣＴ化にむけて、

①接続環境は、社会インフラとして、同時アクセスに耐えうる高速大容量ネットワークを早期に整備すること。また、家庭における接続環境の違いへ配慮すること。

②ＩＣＴ支援員の一層の拡充とともに、ＧＩＧＡスクール運営支援センターを早急に整備すること。

③国や自治体により、ソフトウエア費、保守・機器更新費などを予算化すること。

④１人１台端末の対象を高校生まで拡大すること。

(4) いじめや虐待、貧困、ヤングケアラーなどを早期に把握し適切に対応するため、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての小中高校に常勤配置すること。

(5) 子どもたちがＩＣＴを利活用する中で、発達段階に応じて必要なスキルや行動規範を身に付け、デジタル社会の良き担い手となることをめざす「デジタル・シティズンシップ教育」を推進すること。

(6) 家庭の経済格差が子どもの教育機会の格差を生まないよう、小中学校における給食の完全実施・無償化をはじめ、教育にかかる費用の無償化を推進し、社会全体で子どもの学びを支えること。

Ⅷ. ジェンダー平等政策

１．あらゆるハラスメントの根絶とジェンダー平等の実現

(1) 女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法（「男女の賃金の差異」の把握の重要性や新たな認定制度（プラチナえるぼし）を含む）の周知を積極的に行うとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を促すこと。また、2022 年 4 月より事業主行動計画の策定義務の範囲が従業員 101 人以上に拡大されたが、従業員 100 人以下の中小企業に対しても事業主行動計画を策定するよう働きかけること。

(2) あらゆるハラスメントの根絶に向けて、就職活動中の学生や顧客・取引先といった第三者に対するハラスメントに関する事業主の防止措置義務について、ハラスメント対策関連法で「望ましい取組」として定めている。また、人事院規則 10-16 第 5 条では「職員は、パワー・ハラスメントをしてはならない」と明記している。ハラスメント対策については総合的な周知徹底をはかるとともに、ＩＬＯ「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する第 190 号条約の内容も踏まえ、ハラスメントのない就業環境の整備に向けた取り組みを推進すること。

(3) 厚生労働省のモデル就業規則において、性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントの禁止規定が盛り込まれ、人事院規則 10-10 別紙第一 3 一では、性的指向や性自認に関する言動がハラスメントになり得るとしている。性別により役割を分担すべきとする意識または性的指向もしくは性自認に関する偏見にもとづく言動も含め、積極的な取り組みが行われるよう促すこと。

(4) 都道府県男女共同参画担当部課、労政担当課、生活福祉担当課において、所属するすべての職員と業務委託先が性の多様性を理解するとともに、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）を含む人権擁護、ハラスメントの防止、性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）に関する差別の解消など、様々なジェンダー平等課題に対応できるよう継続的に研修を行うこと。

(5) 男女共同参画社会基本法と 2020 年 12 月に閣議決定された第 5 次男女共同参画基本計画の理念に則り、改正女性活躍推進法にもとづく計画を策定すること。その際、計画の策定や施策の実施状況の評価・点検といった検討を、職員団体や労働組合の代表を委員として加え開かれた形で議論すること。また、地方自治体の公共調達における「えるぼし」等の取得企業に対する加点評価を積極的に実施すること。

２．ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 政府の第 5 次男女共同参画基本計画を踏まえ、2030 年代には、だれもが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることをめざし、その通過点として、2020 年代の可能な限り早

期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう、ポジティブ・アクションを加速させること。また、愛媛県が設置する各種会議や審議会など、あらゆる意思決定の場への女性の参画を拡大すること。

(2) だれもがあらゆる分野で個性と能力を発揮して活躍できるよう、女性の参画が進んでいない業種や中小企業において女性の就業と定着が進むよう、設備や職場環境の整備のための支援を行うこと。

(3) 多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、当面は旧姓・通称の使用範囲の拡大により不都合の解消・利便性の向上をはかりつつ、選択的夫婦別氏制度の早期導入をめざすこと。また、同性パートナーの権利の確保に向けて、当面の策として、パートナーシップ条例の制定を進めること。

(4) 教職員、警察官、婦人相談員、人権擁護委員、民生委員、児童委員等の対応者に対して、暴力やハラスメント、つきまとい行為、児童虐待、性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）に関する差別等への理解を深めるため、研修の実施や情報提供を行うこと。

３．男女が仕事と生活を調和できる環境整備の推進

(1) 妊娠・出産、育児・介護、不妊治療等により離職することなく、安心して働き続けられる環境の整備に向けて、2022年4月より段階的に改正される育児・介護休業法をはじめ、関係法令の周知徹底をはかるとともに、相談対応の強化に努めること。

(2) 短時間勤務制度や有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件、パパ・ママ育休プラス、等両立支援のための個別制度の情報提供や相談窓口の設置など、企業における取り組みを促進すること。

(3) 次世代育成支援対策推進法について、新たな認定制度の「トライくるみん」や、不妊治療との両立の取り組みを推進する企業の認定制度として、「くるみんプラス」「トライくるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」が創設されたことを踏まえ、行動計画の策定を推進するとともに、認定基準の適合確認の徹底と厳格化をはかるなど実効性を高めること。また、男女別の育児休業取得期間などの実態把握に努めるとともに、男性の育児休業取得を促進するための情報提供をはじめとする積極的な取り組み支援を行うこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、妊娠・出産、育児・介護、不妊治療等により離職することなく、安心して働き続けられるよう、母性健康管理措置に関する制度や助成金、相談窓口等の情報提供をはじめとする積極的な取り組み支援を行うこと。

以　上